

一般財団法人平和・安全保障研究所

科学研究費助成事業（科研費）による研究実施規程

平成15年9月11日制定

平成26年7月1日改正

目 次

第1条	（目的）	1
第2条	（研究計画の策定）	1
第3条	（研究成果の取扱）	1
第4条	（研究報告の義務）	1
第5条	（管理事務）	1

一般財団法人平和・安全保障研究所

科学研究費助成事業（科研費）による研究実施規程

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人平和・安全保障研究所の研究者が行う研究のうち、科学研究費助成事業（科研費）（以下「科研費」という）による研究の成果をあげるとともに研究成果の普及を図ることを目的とする。

（研究計画の策定）

第2条 研究者は、科研費による研究を行う場合は、他の業務に支障を及ぼさない範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 研究者は、あらかじめ様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを理事長宛に提出するものとする。

（研究成果の取扱）

第3条 研究者は、前条により科研費により行った研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができる。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

（研究報告の義務）

第4条 研究者は、当該制度に係わる規程類に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを理事長宛に提出するものとする。

（管理事務）

第5条 科研費の管理等の事務は、事務局が所掌し、予算の計画的執行状況を監督する。科研費の経理に関する事務は経理係が取扱い、補助条件等及び本研究所関連規則等の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成15年9月11日から施行する。

この規程は、平成26年 7月1日改正する。